

鹿屋市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域包括支援センター事業実施要綱（平成19年鹿屋市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。）
- （2）総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号に規定する事業をいう。）
- （3）権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号に規定する事業をいう。）
- （4）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号に規定する事業をいう。）
- （5）在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号に規定する事業をいう。）
- （6）介護予防支援事業（法第8条の2第16項に規定する事業をいう。）
- （7）その他市長が必要と認める事業

第5条第1項第2号中「又は看護師」を「その他これに準ずる者」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

- （3）社会福祉士その他これに準ずる者
- （4）主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）
その他これに準ずる者

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。